

第2号議案

静岡都市計画 臨港地区の変更（静岡市決定）

静岡都市計画臨港地区の変更（静岡市決定）

都市計画清水臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考		
清水臨港地区	約 514 ha	商港区	約 194.6ha	旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
		特殊物資港区	約 23.0 ha	石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
		工業港区	約 244.6 ha	工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
		漁港区	約 11.2 ha	水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
		保安港区	約 23.4 ha	爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
		マリーナ港区	約 2.9 ha	スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
		修景厚生港区	約 13.8 ha	その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生増進を図ることを目的とする区域

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

清水港港湾計画に基づき、公有水面の埋立てにより新たに生じた土地について、既存臨港地区との一体的利用により、港湾機能の充実と港湾の適正な管理・運営を図るため、臨港地区を本案のとおり変更する。

変 更 理 由

国際拠点港湾である清水港は、世界規模での海上輸送網の再編や情報通信技術の高度化による物流DXの進展、エネルギーや防災面での適切な管理及びSDGsの達成等を視野に入れながら、国際海上コンテナ取扱機能の拡充、港湾施設及び機能の適正な配置、親水空間の確保をはじめ、新たな飛躍と持続的な発展を目指した清水港港湾計画に基づいて、公有水面の埋立てにより新たに生じた土地を臨港地区に編入し、計画的な利用及び適正な管理・運営を推進しているところである。

清水港の新興津地区、江尻地区及び日の出地区は、静岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、「清水港臨海地区は、産業拠点として更なる工業・物流及び海洋研究の集積を図るため、工業地を配置する。」と位置付けている。

また、静岡市都市計画マスタープランにおいて、「清水港臨海部は、既存工業施設を活かし、更なる集積を図ります。」として、産業拠点に位置付け、「ロジスティクス産業や製造業の集積を推進し、物流機能の集約と拠点化を図る」とともに、「清水港周辺は、産業機能及び交流・レクリエーション機能の集積を図り、港を活かしたにぎわいのある都市空間の形成を推進」することとしている。

新興津地区は、国際競争力を備えたコンテナターミナル並びに港湾関連用地の整備を進めるとともに、海洋レクリエーションの拠点として緑地・なぎさの再生等を進め、交流・賑わい拠点のための整備を行い、江尻地区及び日の出地区においては地域の振興を図る交流や物流機能向上のための整備を行う。

今回、清水港港湾計画に基づき、公有水面埋立工事が竣功した江尻地区、日の出地区及び一部竣功した新興津地区について、港湾関連機能を有する土地として計画的な利用を進め、周辺港湾施設と一体となって港湾機能の強化を図るとともに、港湾の適正な管理・運営を図るため、臨港地区を本案のとおり変更する。

新旧対照表

(新)

都市計画清水臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考		
清水臨港地区	約514ha	商港区	約194.6ha	旅客又は一般の貨物を取り扱 わせることを目的とする区域
		特殊物資港区	約23.0ha	石炭、鉱石その他大量ばら積 を通例とする物資を取り扱わ せることを目的とする区域
		工業港区	約244.6ha	工場その他工業用施設を設置 させることを目的とする区域
		漁港区	約11.2ha	水産物を取り扱わせ、又は漁 船の出港の準備を行わせるこ とを目的とする区域
		保安港区	約23.4ha	爆発物その他の危険物を取り 扱わせることを目的とする区 域
		マリーナ港区	約2.9ha	スポーツ又はレクリエーショ ンの用に供するヨット、モー ターボートその他の船舶の利 便に供することを目的とする 区域
		修景厚生港区	約13.8ha	その景観を整備するととも に、港湾関係者の厚生を増進 を図ることを目的とする区域

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

(旧)

都市計画清水臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考		
清水臨港地区	約509ha	商港区	約190.9ha	旅客又は一般の貨物を取り扱 わせることを目的とする区域
		特殊物資港区	約23.0ha	石炭、鉱石その他大量ばら積 を通例とする物資を取り扱わ せることを目的とする区域
		工業港区	約244.6ha	工場その他工業用施設を設置 させることを目的とする区域
		漁港区	約10.6ha	水産物を取り扱わせ、又は漁 船の出港の準備を行わせるこ とを目的とする区域
		保安港区	約23.4ha	爆発物その他の危険物を取り 扱わせることを目的とする区 域
		マリーナ港区	約2.9ha	スポーツ又はレクリエーショ ンの用に供するヨット、モー ターボートその他の船舶の利 便に供することを目的とする 区域
		修景厚生港区	約13.8ha	その景観を整備するととも に、港湾関係者の厚生を増進 を図ることを目的とする区域

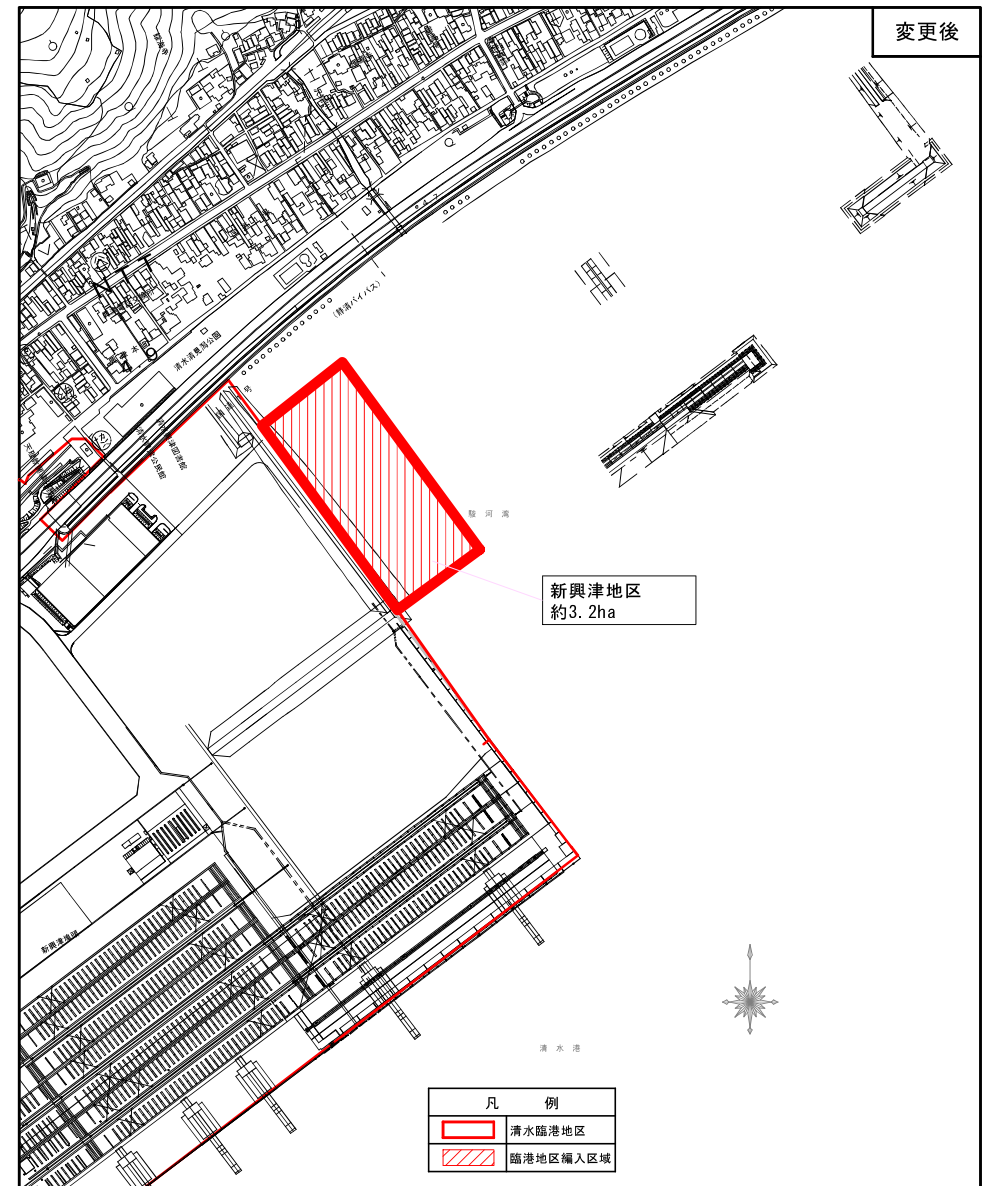
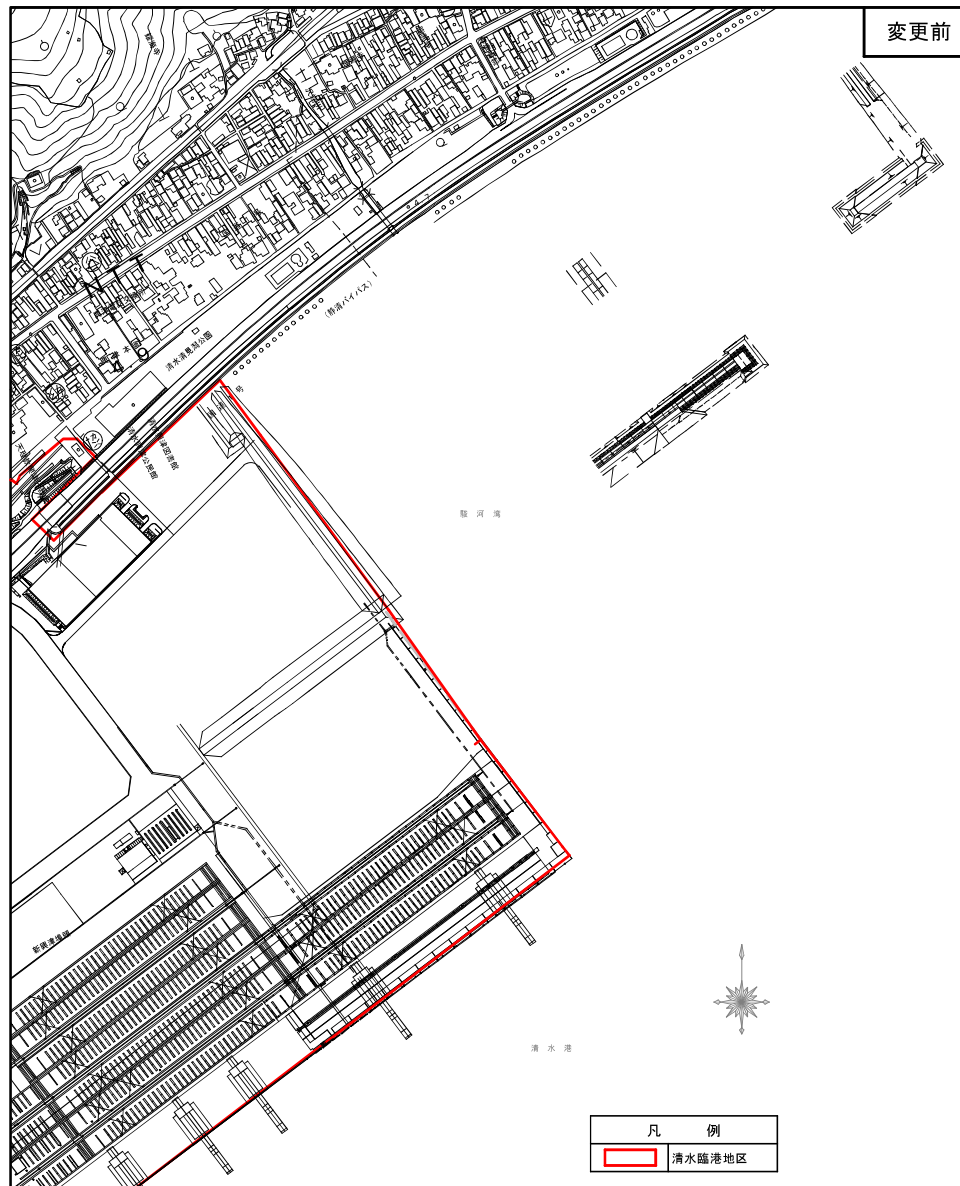
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

第 2 号議案附図
NO.1



拡 大 図

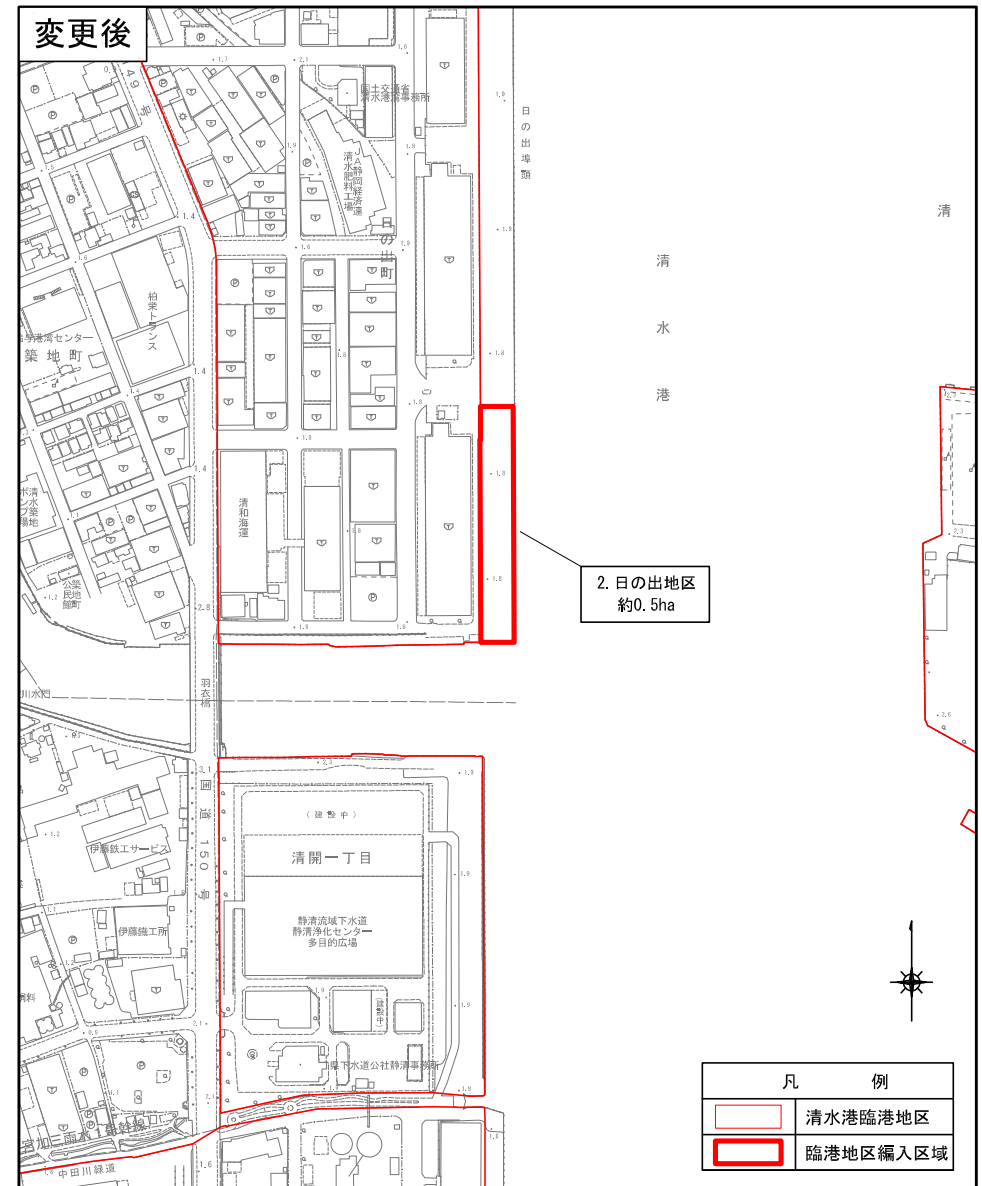
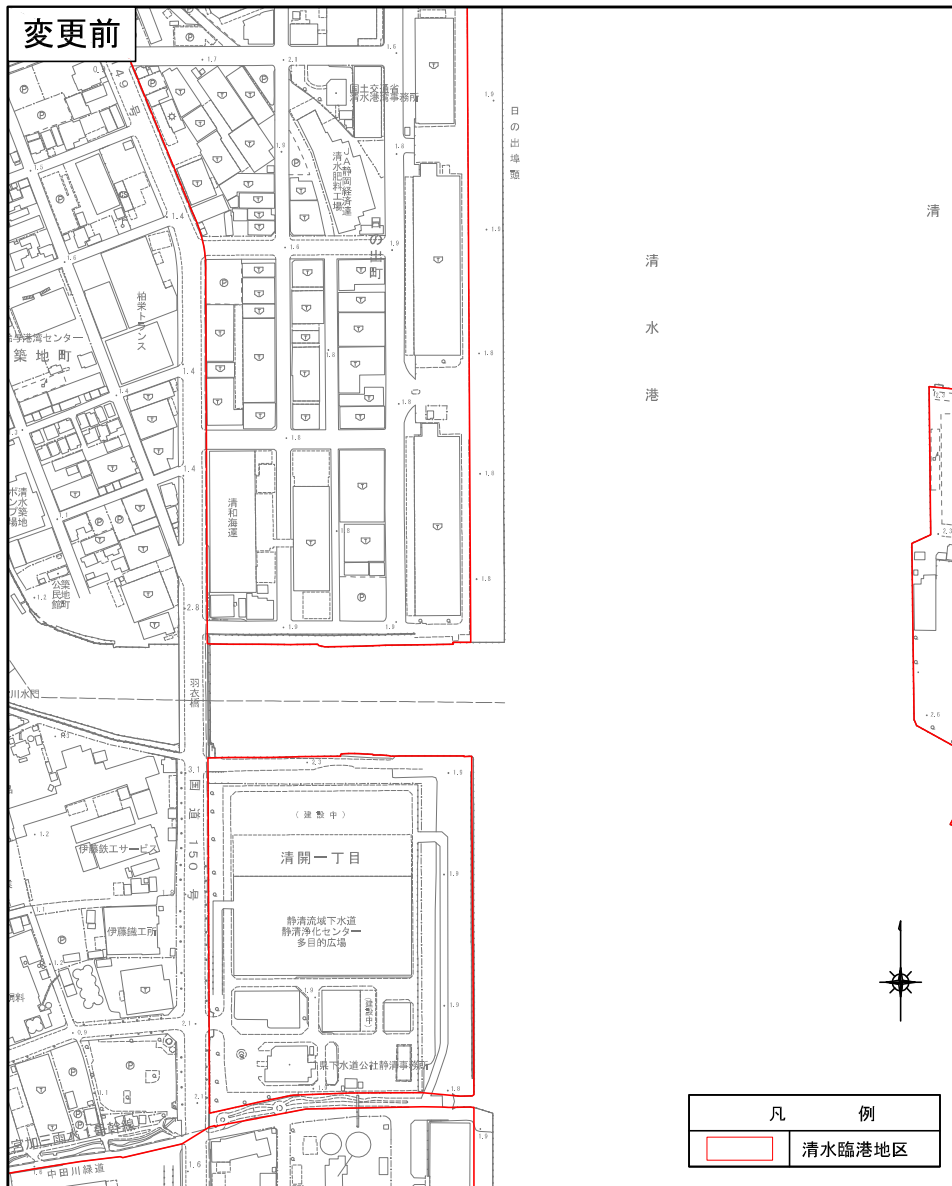
No. 2



1 : 6,000

計 画 図

No. 3

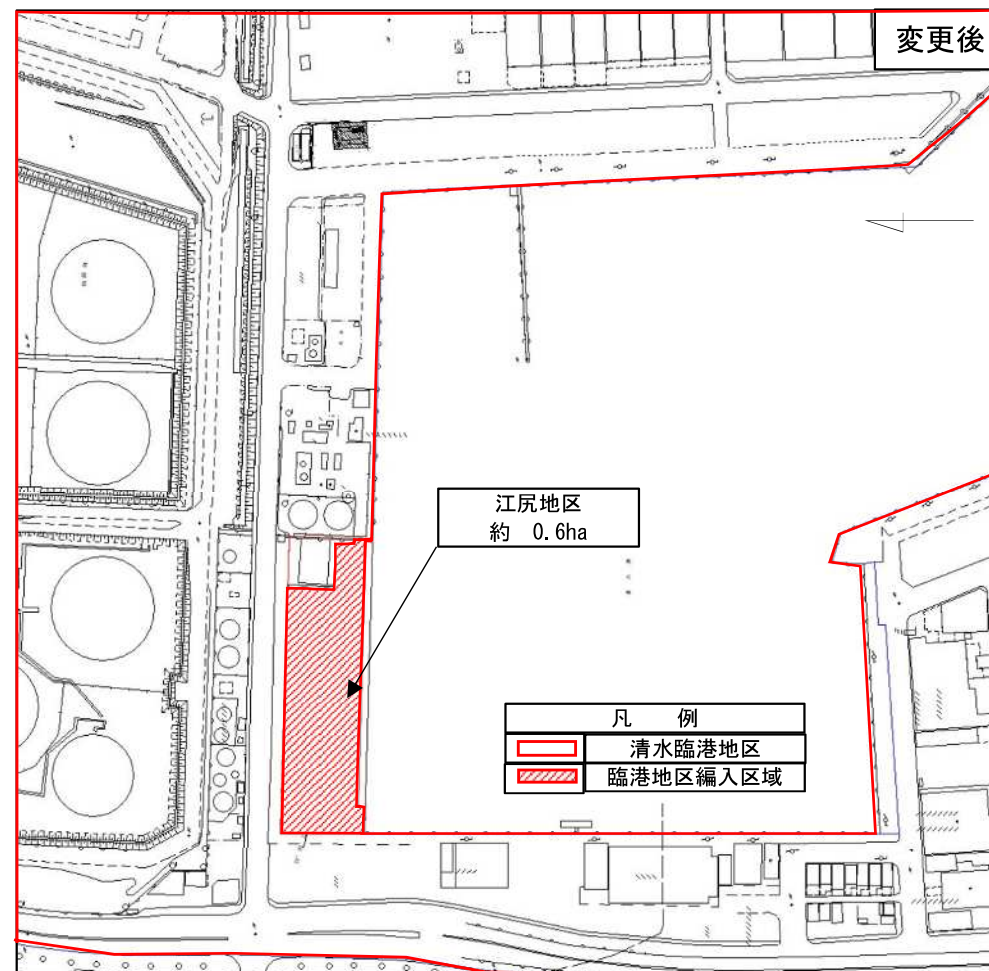
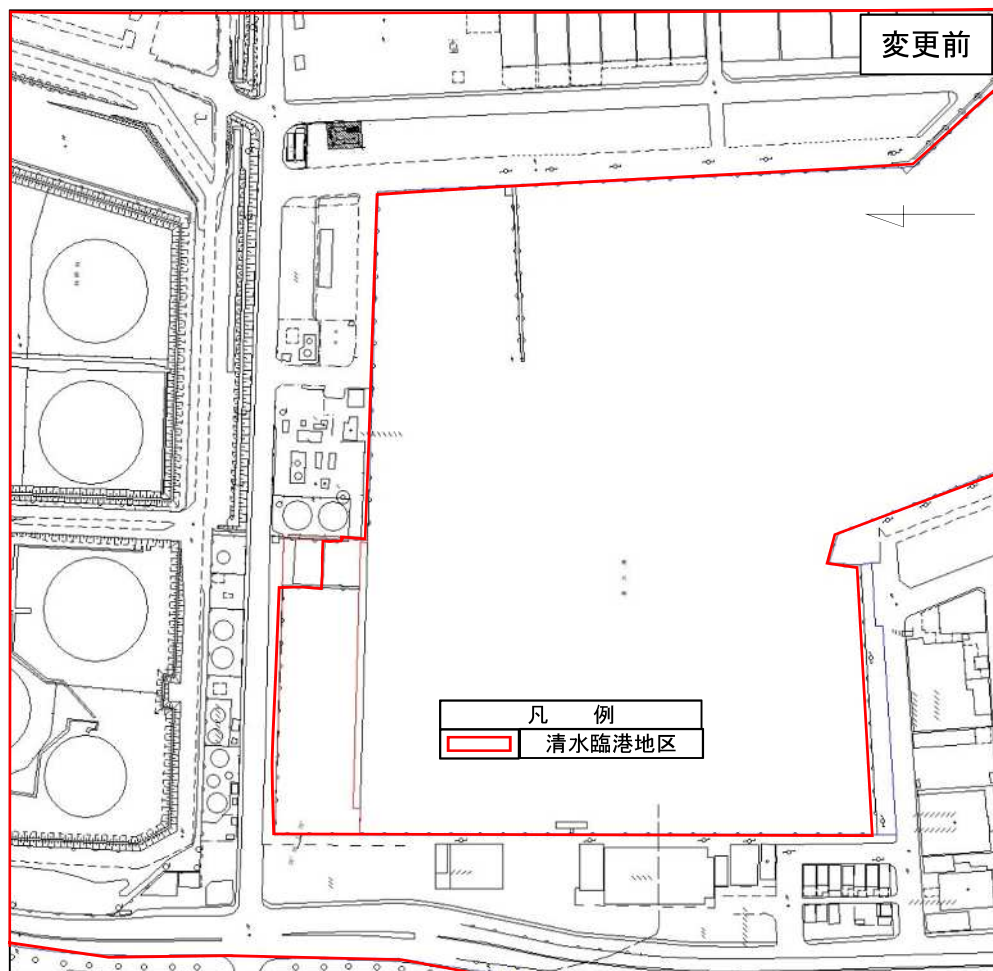


1 : 4,000

0 50 100 200 300 400 500

拡大図

NO. 4



縮尺 1 : 4,000